

## 推進協議会規約改正

山陰海岸ジオパーク推進協議会規約第8条第5項第1号に基づき、下記のとおり規約改正を行う。

### 1 改正の目的

運営委員会の設置を規約に明記する。

### 2 改正日

令和2年5月26日

### 3 改正の内容（改正規定）

(1) 「運営委員会」を規約に加える。

・規約第10条を第11条とし、以下各条を繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

(運営委員会)

第10条 会長からの依頼で専門的見地から協議会の運営全般にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に運営委員会を置くことができる。

(2) 「専門部会」に設置目的を加える。

(専門部会)

第11条 会長からの依頼で専門的見地から各分野の事業展開にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に専門部会を置くことができる。

(3) 附則の施行日を「令和2年5月26日」とする。

### 4 新旧対照表

別紙「推進協議会規約新旧対照表」のとおり

## 推進協議会規約新旧対照表

現 行	改正案
<p>(幹事会) 第9条 (略)</p>	<p>(幹事会) 第9条 (略)</p>
	<p><u>(運営委員会)</u> <u>第10条 会長からの依頼で専門的見地から協議会の運営全般にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に運営委員会を置くことができる。</u></p>
<p>(専門部会) 第10条 推進協議会に専門部会を置くことができる。</p>	<p>(専門部会) 第11条 <u>会長からの依頼で専門的見地から各分野の事業展開にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に専門部会を置くことができる。</u></p>
<p>(会長顧問等会議) 第11条 (略)</p>	<p>(会長顧問等会議) 第12条 (略)</p>
<p>(会計) 第12条 (略)</p>	<p>(会計) 第13条 (略)</p>
<p>(委任) 第13条 (略)</p>	<p>(委任) 第14条 (略)</p>
<p>(事務局) 第14条 (略)</p>	<p>(事務局) 第15条 (略)</p>
<p>附 則 1 この規約は、平成19年7月16日から施行する。 2 推進協議会の設立当初の会計年度は、<u>第11条の規定にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。</u></p>	<p>附 則 1 この規約は、平成19年7月16日から施行する。 2 推進協議会の設立当初の会計年度は、<u>第13条の規定にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。</u></p>
	<p><u>附 則</u> <u>1 この規約は、令和2年5月26日から施行する。</u></p>

# 山陰海岸ジオパーク推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「山陰海岸ジオパーク推進協議会」(以下「推進協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、山陰海岸がユーラシア大陸から分離し、日本列島が誕生したダイナミクスが確認できる貴重な海岸であると捉え、学術的に研究し、ともに学び、広くその存在を知らしめることを目的とする。また、地質学的、生態学的環境の資源価値を継続して高めていくとともに、これらを教育的活用やジオツーリズムの場として高度利用できる環境整備をおこなうなど、地域と一体となった地域活性化のための活動をおこなう。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業をおこなう。

- (1) 山陰海岸における自然保護に関する事業
- (2) 山陰海岸における地質学的、生態学的調査研究に関する事業
- (3) 山陰海岸の有するジオパーク資産を利用した教育啓発および観光に関する事業
- (4) 上記事業を達成するための地域連携や情報発信等に関する事業
- (5) その他目的達成のための一切の事業

(会員)

第4条 推進協議会の会員は、正会員(団体・個人)および賛助会員とする。

2 正会員は、推進協議会の事業目的に賛同する個人、事業者、団体及び地方自治体とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛助協力する者とする。

4 推進協議会の会員は、以下の年会費、賛助金(以下「会費等」という。)を納めるものとする。  
ただし、地方自治体にあつては負担金とし、その額は協議会の総会において定める。

<正会員> 年会費(団体) 10,000円

年会費(個人) 1,000円

<賛助会員> 1口 10,000円 1口以上

5 年会費、負担金は年額とし、毎年納入通知により定められた時期までに納入しなければならない。

6 会員は、推進協議会が行う事業への優先参加ならびに推進協議会が発信する情報提供等を受けることができる。

(入会及び脱会)

第5条 推進協議会の入会及び脱会に関する事務は、事務局が行う。

(役員)

第6条 推進協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (3) 幹事長         | 1名    |
| (4) ゼネラル・マネージャー | 1名    |
| (5) 事務局長        | 1名    |
| (6) 幹事長代理       | 1名    |
| (7) 幹事          | 20名以内 |
| (8) 監事          | 2名    |
| (9) 顧問及び相談役     | 若干名   |

- 2 幹事は、会員の中から選出し総会の承認をうける。会長及び副会長並びに幹事長、幹事長代理は、幹事の互選で選出し、総会の承認をうける。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。
- 6 役員が、その団体内の役職を改選又は異動などにより交替したときは、その後任を役員とし、任期は前任者の残任期間とする。
- 7 顧問及び相談役は、幹事会の承認をうけ、会長が委嘱する。
- 8 ゼネラル・マネージャー及び事務局長は、幹事会の承認をうけ、会長が任命する。

(役員職務等)

第7条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、代行する。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 ゼネラル・マネージャーは、ジオパークの経営や戦略立案に責任者として携わるとともに、地域間や活動主体間の連携促進を担う。
- 5 事務局長は、事務局を総理する。
- 6 幹事長代理は、幹事長を補佐し、代行する。
- 7 幹事は、推進協議会の運営について協議する。
- 8 監事は、推進協議会の会計及び会務執行を監査する。
- 9 顧問及び相談役は、専門的知識により推進協議会の運営を支援する。

(総会)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 定期総会は、会計年度終了後、毎年1回、開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、幹事会の要求があった場合に開催する。
- 4 総会の議長は、会長が務める。
- 5 総会は、次の事項を協議・決定する。
  - (1) 規約の制定、改廃
  - (2) 監事の選任
  - (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (5) その他幹事会が必要と認める事項
- 6 総会は、会員の現在数の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、書面により決議することができる。

7 総会の議決は、正会員の多数決をもって行う。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長及び副会長並びに幹事をもって構成し、幹事会は総会で議決した事項を執行する。

- 2 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集し、幹事会の議長は幹事長が務める。
- 3 幹事会は、推進協議会の目的達成の取り組みに関して具体的な方策を策定し、実行するための協議の場であり、目的達成状況の評価、見直し、推進協議会の取り組みについて協議する。
- 4 幹事会は、総会に付議すべき事項を協議・決定する。
- 5 幹事会は、協議に必要な会員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要と認めたときは、書面により決議することができる。
- 7 幹事会の議決は、多数決をもって行う。

(運営委員会)

第10条 会長からの依頼で専門的見地から協議会の運営全般にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に運営委員会を置くことができる。

(専門部会)

第11条 会長からの依頼で専門的見地から各分野の事業展開にかかわる協議、検討及び会長に対する助言を行うため推進協議会に専門部会を置くことができる。

(会長顧問等会議)

第12条 推進協議会に会長顧問等会議を置くことができる。

(会計)

第13条 推進協議会の活動に要する経費は、会費等、補助金その他の収入をもってあてる。

- 2 推進協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 会費等の規定については、別に定める。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営その他必要な事項は別に定める。

(事務局)

第15条 推進協議会の事務局を兵庫県但馬県民局に置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。
- 3 事務局は、必要に応じ連絡調整のための会議を開催することができる。
- 4 事務局員の服務は、兵庫県の規定に準ずる。

附 則

- 1 この規約は、平成19年7月16日から施行する。
- 2 推進協議会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年5月26日から施行する。